

## 農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金実施要領

「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金」については、いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この実施要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

### 第1 目的

「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」の基本方針である「稼げる農業の実現」、「持続可能で魅力ある農業・農村づくり」、「多様な分野との連携強化や消費者との交流促進」に基づき、各種施策を推進する。

### 第2 定義

- 1 本体事業 別表1に定める「生産力強化事業及び流通・販売力強化事業」を指す。
- 2 ねぎ拡大事業 別表2に定める「重点作物推進事業」を指す。

### 第3 事業の内容等

- 1 本体事業の対象事業、対象者、対象作物、補助率、上限額、対象経費、共通採択基準及び事業別採択基準は、別表1のとおりとする。
- 2 ねぎ拡大事業の対象事業、対象者、対象作物、補助率、上限額、対象経費、共通採択基準及び事業別採択基準は、別表2のとおりとする。

### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

### 第5 本体事業の選定基準

本体事業における補助対象事業等は、事業内容がいわき市農業生産振興ブランド戦略プランの振興施策に合致し、別表1の共通採択基準及び事業別採択基準を満たしたもののの中から選定されるものとする。

### 第6 本体事業の採択方法

- 1 対象者は事務局に対し、別に定める採点シートを提出するものとする。
- 2 農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業費補助金検討委員会（以下、「委員会」とする。）委員長は、委員会を開催し、採点シートの採点結果の審議及び事務局へ各事業についての質疑応答を行う。必要があれば、検討委員会から対象者へヒアリングを実施し、その結果を加味した評価を行うことも可能とする。
- 3 委員会において、事業区分ごとに総評価点の上位者から、予算の範囲内で最終的な対象者を決定する。

### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。